

定 款

第一章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人みなみかぜという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を神奈川県横浜市に置く。

第二章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、ボランティア活動を含めた市民が行う自由な社会貢献活動において高齢者、障害者、その他支援が必要な人に対して、相互扶助の精神に基づき安心して安楽な生活を送れるよう、地域福祉の向上及び不特定かつ多数の人々の利益の増進に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動。
- (2) 社会教育の推進を図る活動。
- (3) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動。
- (4) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動。

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成する為に、次の事業を行う。

(1) 特定非営利活動に係る事業。

- ① 高齢者、障害者が共同生活する為のグループホームの運営・管理事業。
- ② 介護保険法に基づく居宅介護支援事業。
- ③ 障害者、障害児童に関する法律に基づく相談支援事業。
- ④ 介護保険法に基づく訪問介護事業及び予防訪問介護（訪問型独自サービス）事業。
- ⑤ 障害者、障害児童に関する法律に基づく居宅介護訪問介護事業（重度訪問介護等含む）、移動支援事業。
- ⑥ 福祉用具貸与、販売事業。
- ⑦ 家事、介護、介助、保育等に関する生活支援事業。
- ⑧ 国土交通省道路運送法に基づく福祉有償運送事業。
- ⑨ 主たる事務所所在地の自治体（市区町村）及び福祉関連法人からの委託事業。
- ⑩ その他、この法人の目的を達成するために必要な事業。

(2) その他の事業。

- ① 地域文化スポーツの振興団体等への参加、運営事業。
- ② 社会福祉士、精神保健福祉士等福祉関連資格者における支援活動事業。

2 ただし、前項第2号に掲げる事業については同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、その収益は、同項第1号に掲げる事業にあてるものとする。

第三章 会 員

(種別)

第6条 この法人には、次に掲げる2種の会員を置き、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会する個人及び団体。
- (2) 賛助会員 この法人の財政的援助をする為に入会した個人。

(入会)

第7条 正会員の入会については、別に定める入会申し込み書により、理事会に申し込むものとし、その決定は、理事会の承認を必要とする。ただし、理事会は、そのものが前条に掲げる条件に適合すると認める時は、正当な理由がない限り入会を認めなければならない。

2 理事会は、前項のものを入会を認めない時は、速やかに理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

3 理事会は、正会員の資格の得喪に関して不当な理由を付けてはならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 正会員が次の各号の一に該当するに至った時は、会員資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をした時。
- (2) 本人が死亡し、または正会員である団体が消滅した時。
- (3) 継続して一年以上会費を滞納した時。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 正会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 正会員が次の各号の一に該当するに至った時は、総会において正会員総数の4分の3以上の議決により、これを除名する事ができる。ただし、議決の前にその正会員に対して弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款に違反する行為をした時。
- (2) この法人の名誉を傷つけるような言動や、行為をした時。

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の抛出金品は、これを返還しない。

第四章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上。
- (2) 監事 1名。

2 理事のうち、1人を理事長、2人を副理事長とする。

(選任等)

第14条 役員は総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうち、それぞれの役員について、その配偶者もしくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、または当該役員ならびにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれる事になってはならない。
- 4 監事は、理事またはこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を統括する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し理事長に事故ある時または欠けた時は、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この法人の業務を執行し、この法人の運営上の責任を負う。
- 4 監事は次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務または財産に関し不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会または所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をする為に必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況またはこの法人の財産の状況について理事に意見を述べもしくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者または、現任者の任期の残存期間とする。
- 3 役員は、辞任または任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けた時は、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至った時は、総会において正会員総数の4分の3以上の議決により、これを解任する事ができる。ただし、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められる時。
- (2) 職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があった時。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受ける事ができる。

- 2 この法人は、役員に対してその職務を執行する為に要した費用を弁償する事ができる。
- 3 前2項に関し必要な事項については、総会の議決を経て理事長が別に定める。

(職員)

第20条 この法人に、事務局長その他の職員を置く事ができる。

2 職員は、理事長が任免する。

第五章 総 会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は、この法人の運営に関する次の事項を議決する。

- (1) 定款の変更。
- (2) 解散および合併。
- (3) 事業計画および収支予算に関する事項。
- (4) 事業報告および収支決算に関する事項。
- (5) 役員を選任及び解任、報酬等に関する事項。
- (6) 入会金および会費に関する事項。
- (7) 長期借入金に関する事項。
- (8) 事務局の組織等に関する事項。
- (9) その他の重要事項。

(開催)

第24条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をした時。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から、会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があった時。
- (3) 第15条第4項第4号の規定により、監事から招集があった時。

(招集)

第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があった時には、その日から20日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集する時は、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 議決事項は、第25条第3項によって、あらかじめ通知した事項とする。

2 議事はこの定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権)

第29条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任する事ができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、前2条及び次条第1項の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わる事ができない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所。

(2) 正会員総数及び出席者数(書面表決者又は表決委任者がある場合には、その数を付記すること。)

(3) 審議事項。

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果。

(5) 議事録署名人の選任に関する事。

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名以上が署名・押印しなければならない。

第六章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会はこの定款に規定するもののほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項。

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項。

(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項。

(開催)

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めた時。

(2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があった時。

(3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があった時。

(招集)

第34条 理事会は理事長が招集する。

2 理事長は前条第2号及び第3号の規定による請求があった時は、その日から5日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集する時は、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもつ

て、5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第36条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第37条 議決事項は、第34条第3項によって、あらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権)

第38条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため出席できない理事は、あらかじめ通知した事項について書面をもって表決する事ができる。

3 前項の規定により表決した理事は、前2条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わる事ができない。

(議事録)

第39条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所。

(2) 理事総数及び出席者数及び出席者氏名。(書面表決者にあつては、その旨を付記すること。)

(3) 審議事項。

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果。

(5) 議事録署名人の選任に関する事項。

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名以上が署名・押印しなければならない。

第七章 資産及び会計

(資産の構成)

第40条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された資産。

(2) 入会金及び会費

(3) 寄付金品。

(4) 財産から生じる収入。

(5) 事業に伴う収入。

(6) その他の収入。

(資産の区分)

第41条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及び収益事業に関する資産の2種とする。

(資産の管理)

第42条 この法人の資産は、理事長が管理しその方法は総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第43条 この法人の会計は、次に掲げる原則に従って行うものとする。

- (1) 収入及び支出は、予算に基づいて行うこと。
 - (2) 会計簿は、正規の簿記の原則に従って正しく記帳すること。
 - (3) 財産目録、貸借対照表及び収支計算書は、会計簿に基づいて収支及び財政状態に関する真実な内容を明瞭に表示するものとする。
 - (4) 採用する会計処理の基準及び手続きについては、毎事業年度継続して適用し、みだりにこれを変更しないこと。
- 2 その他会計に関する必要事項は別に定める。

(会計の区分)

第44条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及び収益事業に関する会計の2種とする。

(事業計画及び収支予算)

第45条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第46条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しない時は、理事長は理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

- 2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業計画及び収支決算)

第47条 事業報告及び収支決算は、毎事業年度ごとに理事長が事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等として作成し、監事の監査を経て、その年度終了後2ヶ月以内に総会の承認を得なければならない。

(事業年度)

第48条 この法人の事業年度は、毎年7月1日に始まり翌年6月30日に終わる。

(長期借入金)

第49条 この法人が資金の借入れをしようとする時は、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き総会の承認を得なければならない。

第八章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第50条 この法人の定款の変更は、総会において出席した正会員の4分の3以上の賛成をもって議決する。

- 2 定款の変更は次に掲げる事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 主たる事務所の所在地、及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴わないものに限る）。
- (2) 資産に関する事項。
- (3) 公告の方法。

（解散）

第51条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議。
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能。
 - (3) 正会員の欠亡。
 - (4) 合併。
 - (5) 破産。
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取り消し。
- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散する時は、正会員総数の4分の3以上の承認を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散する時は、所轄庁の認定を得なければならない。

（残余財産の帰属）

第52条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に規定する法人のうちから総会において選定したものに帰属するものとする。

（合併）

第53条 この法人が合併しようとする時は、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ所轄庁の認証を得なければならない。

第九章 公告の方法

（公告の方法）

第54条 この法人の公告は、官報に掲載して行う。ただし貸借対照表の公告については本会のホームページに掲載もしくはこの法人の掲示場に掲示して行う。

第十章 雑 則

（細則）

第55条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	甲斐上 千勢子
副理事長	桐原 俊子
副理事長	福島 康男
理事	齊藤 良子

理事 小田島千枝子
理事 内海 理恵
監事 松本 喜代子

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から平成 14 年 8 月 31 日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第 45 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第 48 条の規定にかかわらず、成立の日から平成 14 年 6 月 30 日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 正会員

- | | |
|-------|-----------|
| ① 入会金 | 5 0 0 0 円 |
| ② 年会費 | 5 0 0 0 円 |

(2) 賛助会員

- | | |
|-------|-----------|
| ① 入会金 | 2 0 0 0 円 |
| ② 年会費 | 3 0 0 0 円 |

附則

この定款は、平成 1 3 年 1 1 月 1 日から施行する。

附則

この定款は、平成 1 4 年 2 月 1 日から施行する。

附則

この定款は、平成 1 4 年 2 月 7 日から施行する。

附則

この定款は、平成 1 6 年 4 月 3 0 日から施行する。

附則

この定款は、令和 3 年 7 月 1 日から施行する。

附則

この定款は、令和 4 年 9 月 1 2 日から施行する。

附則

この定款は、令和 5 年 9 月 1 日から施行する。